



青 公 委 第 9 7 号
平成18年12月27日

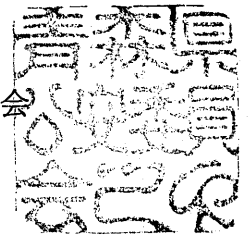
審査請求人

弘前市大字緑ヶ丘二丁目1番地11

弘前市民オンブズパーソン

代 表 大 内 五 介 殿

青 森 県 公 安 委 員 会



裁 決 書

青森県警察本部長（以下「処分庁」という。）が行った行政文書不開示決定処分（平成16年4月13日付け鯉警務第81号。以下「本件処分」という。）に対して、平成16年5月19日付けをもって審査請求人からなされた審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、その内容を審理した結果、次のとおり裁決する。

第1 主文

1 本件処分の一部を取り消す。

本件処分に係る行政文書として、鯉ヶ沢警察署の平成13年度の国費及び県費捜査費証拠書並びに平成14年度の国費及び県費捜査費証拠書に編てつされている「表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書」（以下「表紙等」という。）を加え、表紙等に記録された情報のうち次の部分を開示する。

(1) 表紙

枚数を除くすべての情報

(2) 捜査費総括表

県費捜査費に係るすべての情報並びに国費捜査費に係るもののうち月分及び取扱者の官職・氏名・印影

(3) 返納決議書及び受領書

すべての情報

2 その余の審査請求については棄却する。

第2 本件審査請求の趣旨等

1 本件審査請求の趣旨

審査請求人が、平成16年3月18日、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づいて行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行ったところ、処分庁が「鯨ヶ沢警察署の平成13年度及び平成14年度の国費及び県費捜査費証拠書（表紙、捜査費総括表、返納決議書及び受領書を除く。）」（以下「本件行政文書」という。）を特定して本件処分を行ったことに対して、当該処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるものである。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 新聞報道によると、青森県警察本部警務部長は、平成16年3月18日の青森県議会文教公安常任委員会において、捜査費の運用実態に関する質問に対し、「実名にすると協力者に危害が及ぶというやむを得ないときに偽名を使った」、「偽名の領収書はごく一部」と答弁したとされており、協力者に危害が及ぶのは限定的で、大半は協力者に危害が及ぶことは想定されないという理解が容易に推認される。

このような点から、本件行政文書のすべての内容が「犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、警察の捜査を察知した事件関係者が逃走や証拠隠滅を図る」おそれがあるものとは推認し得ず、当該文書のすべての内容が条例第7条第5号に該当するというのは、論拠が極めて薄く理解し得ない。

- (2) 本件処分は、部分開示に関する条例第8条第1項及び第2項の規定を適用しておらず、すべてを不開示とするのは違法である。
- (3) 全国的に警察における一部不正経理が明らかとなり、前示のとおり青森県警察本部においても不正処理があったことが明らかとなっている状況下では、条例の本旨に基づき県警察自らが積極的に情報を公開し、県民の理解を得ることが求められており、不開示決定は県警察への不審を助長するもので不当である。
- (4) 本件開示請求に対して、処分庁が本件行政文書を特定し、表紙等を除いた理由が不明であり、それらも含めて開示すべきである。

第3 認定事実

当公安委員会が認定した事実、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成16年3月18日、処分庁に対して本件開示請求を行ったこと。
- 2 処分庁は、本件開示請求に対して本件行政文書を特定し、平成16年4月13日付けの行政文書不開示決定通知書を審査請求人に送付したこと。
- 3 処分庁が特定した本件行政文書は、捜査費を執行し、又は執行しようとした際に

作成される支出関係文書であること。

- 4 捜査費は、経費の性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の出支手続を経ることができない場合に使用することができる経費で、現金経理が認められ、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費であって、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条各号に掲げる捜査等に要する経費については国庫が支弁する国費捜査費が、その他の経費で国庫が支弁するもの以外の経費については県費捜査費が、それぞれ執行されるものであること。

さらに、国費捜査費及び県費捜査費は、捜査員が日常の捜査活動において使用する少額で多頻度にわたる経費である捜査諸雑費、所属長の判断により（又は承認を得て）使用する経費である一般捜査費に区分され、それぞれ執行されていること。

- 5 審査請求人は、平成16年5月19日、本件処分を不服として、処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めて本件審査請求を行ったこと。
- 6 青森県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、平成18年2月28日、当公安委員会が平成16年6月30日に諮問した本件審査請求について、本件行政文書のうち、第4の1(1)から(5)に掲げる部分については開示することが妥当であると判断するとともに、本件開示請求に係る行政文書として表紙等を加え、表紙等をすべて開示すべきであると付言する旨の答申（以下「答申」という。）がなされたこと。

第4 答申の要旨等

1 結論

審査会は、本件行政文書のうち、次に掲げる部分については開示することが妥当であると判断した。

(1) 捜査費支出伺

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあっては、中間交付者）の所属

(2) 支払精算書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影

(3) 捜査費交付書兼支払精算書

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属

(4) 支払伝票

捜査員の所属

(5) 立替払報告書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者確認印」欄の印影

2 結論に至った理由

(1) 捜査費支出伺

ア 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影については、当該欄が会計手続に係る決裁又は確認のためのものであり、捜査費の取扱者及び補助者は、それぞれ、警察署の署長及び副署長又は次長の職にある者を充てるものとされている。また、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあっては、中間交付者）の所属については、記録される情報が鯉ヶ沢警察署であることは明らかである。よって、実施機関が、これらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

イ これらの情報を公にすると捜査費支出伺の枚数が明らかとなり、捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、当該件数の増減の状況から、直ちに特定の事件の捜査状況が把握されるとまでは言えず、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどの、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

ウ したがって、捜査費支出伺に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあっては、中間交付者）の所属は、条例第7条第5号には該当しない。

(2) 支払精算書

ア 取扱者の官職・氏名については、取扱者は、署長の職にある者を充てるものとされており、署長の氏名については慣行として公にされていることから、実施機関がこれを公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

イ 捜査員の所属及び「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影については、前記(1)アと同様に、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

ウ 取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影を公にすると支払精算書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記(1)イと同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

エ したがって、支払精算書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影は、条

例第7条第5号には該当しない。

(3) 捜査費交付書兼支払精算書

ア 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属については、それぞれ前記(1)ア及び(2)アと同様に、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。また、これらを公にすると、捜査費交付書兼支払精算書の枚数が明らかとなり、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記(1)イと同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

イ したがって、捜査費交付書兼支払精算書に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属は、条例第7条第5号には該当しない。

(4) 支払伝票

ア 捜査員の所属については、前記(1)アと同様に、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。また、これを公にすると、支払伝票の枚数が明らかとなり、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記(1)イと同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

イ したがって、支払伝票に記録されている情報のうち、捜査員の所属は、条例第7条第5号には該当しない。

(5) 立替払報告書

ア 取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者確認印」欄の印影については、それぞれ前記(1)ア及び(2)アと同様に、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。また、これらを公にすると立替払報告書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記(1)イと同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

イ したがって、立替払報告書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者確認印」欄の印影は、条例第7条第5号には該当しない。

3 付言

審査会は、処分庁が行った本件行政文書の特定についても争点になっているとして、本件行政文書の特定等に係る判断について、次のとおり付言している。

(1) 本件行政文書の特定について

処分庁は、本件開示請求に係る開示請求書を受理した際に、「捜査費の個別執行内容」の開示を求めたことが明らかになったとして、表紙等を除いて本件行政文書を特定したが、当該開示請求書に表紙等を除く旨の記載がないこと、審査請求人が表紙等を含めて開示すべきであるとしていることからすれば、処分庁が、表紙等を除く「捜査費証拠書」を本件行政文書として特定したことは、適当でなかったといわざるを得ない。

(2) 表紙等に対する開示決定について

表紙等については、本件開示請求に係る行政文書として特定すべきであったので、本件審査請求の裁決に当たっては、表紙等に記載された情報は、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当しないとの審査会の判断を踏まえて条例第11条第1項の規定により開示決定を行うべきである。

第5 主文の裁決に至った理由

当公安委員会は、条例第17条第1項の規定に基づく諮問に対する審査会の答申を受け、本件処分について審理した。

1 本件行政文書に記録された情報について

(1) 本件行政文書の部分開示について

本件行政文書には、鯉ヶ沢警察署において捜査費を執行し、又は執行しようとした際の一連の捜査活動等にかかわる情報が記録されており、捜査費の個別の執行に係るものが多数認められる。

ところで、個別の独立した一体的な情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第6条第1項に定める不開示情報に該当する文書の部分開示の要否について、捜査費の執行に係る情報が記録された本件行政文書と類似する性格を有する行政文書である仙台地方検察庁における調査活動費の支払明細書等に係る不開示処分についてなされた平成16年2月24日の仙台地裁判決（平成13年（行ウ）第6号文書不開示処分取消請求事件）において、

「その文理に照らすと、1個の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、それらの情報のうちに不開示情報に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを開示することを行政機関の長に義務付けているものと解され、同項が、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分にはもはや不開示事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを開示することまでも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない。」

旨判示している。

なお、条例第8条第1項の規定振りは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第6条第1項の規定振りと同様である。

また、大阪府知事の交際費に係る情報公開請求事件における平成13年3月27日の最高裁第三小法廷判決（平成8年（行ツ）210号・211号行政処分取消請求事件）では、

「非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでも実施機関に義務付けているものと解することはできない」、「支出証明書については、各交際費の支出ごとにこれに対応する支出証明書に記録された情報が全体として当該交際費に関する独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、同様に、これを更に細分化してその一部のみを非公開としその余の部分を開示しなければならないものとするとはできない」

旨判示しているところであり、本件行政文書についても、一つの執行ごとに独立した一体の情報が記録されていると認められることから、当該独立した一体の情報を更に細分化して、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分を開示することは要しないものと認められる。

しかしながら、答申に示されたように、仮に、一つの執行ごとに独立した一体の情報を更に細分化し、その部分ごとに条例第7条各号の該当性を検討した場合、当公安委員会は、下記(2)及び(3)に記載のとおり判断する。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

処分庁は、本件行政文書に記録されている情報提供者等の個人の氏名及び印影並びに警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした。

情報提供者等の個人の氏名及び印影については、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第3号本文に該当し、個人情報として不開示とはしない例外的な場合について規定した同号イ、ロ及びハには該当しないものと認められる。

一方、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影については、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第3号本文に該当するものと認められる。また、条例第7条第3号ハの規定により、個人情報として不開示とされない公務員の職名、氏名及び職務執行の内容から警察職員の氏名は除かれている上、処分庁は警部補（同相当職）以下の警察職員の人事異動を公表していないほか、市販の職員録にも掲載されていないことから、条例

第7条第3号イには該当しないものと認められる。

したがって、答申と同様、処分庁がこれらの情報を条例第7条第3号に該当するとして不開示としたのは妥当である。

(3) 条例第7条第5号の該当性について

処分庁は、本件行政文書に記録された捜査費の個別の執行に関する情報について、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした。

ところで、条例第7条第5号において「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定されたのは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持等にかかわる情報については、その性質上、いったん開示されると公共の安全や秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、最悪の事態を想定した慎重な取扱いを要することや開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることによるものであって、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるとの趣旨であるとされている。

したがって、当委員会は、この点を踏まえ、処分庁が行った第一次的な判断について、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて検討する。

ア 答申において不開示とすることが妥当であるとされた部分について

答申において不開示とすることが妥当であるとされた情報（第4の1(1)から(5)に記載したものを除くもの）については、個別の捜査活動等に関する情報が含まれており、これを公にした場合、被疑者等の事件関係者（以下「事件関係者」という。）や犯罪を敢行し、又は敢行するおそれのある組織・団体（以下「犯罪組織」という。）にあっては、報道等で公表された情報やこれらの者のみが知る情報等とを照合・分析することによって、自己又は自己の組織に対して行われた捜査活動等の体制や動向を推認することが可能であり、これにより、事件関係者や犯罪組織が証拠隠滅、逃走等の対抗措置を講じたり、更なる犯罪等を企てることが想定されるほか、捜査協力者や情報提供者等（以下「捜査協力者等」という。）が報復を受けたり、以後の協力を拒否することなども想定される。

また、これらの情報が既に捜査を終了した事件等に関する情報であっても、これを公にした場合、捜査中の事件等に係る情報と照合・分析することにより、事件が発生した場合などにおける、過去の捜査体制や捜査手法等が推認される可能性があり、事件関係者や犯罪組織が、対抗措置を講ずることが想定される

ほか、当時の捜査協力者等が報復を受けたり、今後、同種の協力を得ることが困難となることが想定される。

よって、処分庁において、これらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められることから、答申と同様、処分庁がこれらの情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

イ 答申において開示することが妥当であるとされた部分について

(7) 各書類に記録された捜査員（中間交付者を含む。）の所属

答申は、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあっては、中間交付者）の所属については、記録される情報が鯉ヶ沢警察署であることは明らかであるとするが、処分庁によると、警察署は、青森県警察署処務規程（昭和33年9月警察本部訓令甲第30号）第8条の規定に基づき、他の警察署から職員の応援派遣を受けることがあることから、派遣を受けた警察署長が、派遣者に捜査費を交付し執行させる場合があるとのことである。

この点について検討するに、第4の1(1)から(5)に記載した情報のうち、捜査費支出伺の「捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあっては、中間交付者）の所属」、支払精算書の「捜査員の所属」、捜査費交付書兼支払精算書の「中間交付者の所属」、支払伝票の「捜査員の所属」及び立替払報告書の「捜査員の所属」（以下「情報①」という。）を公にすると、鯉ヶ沢警察署の管轄区域において発生し、又は関係した事案の捜査活動等が鯉ヶ沢警察署員のみで行われたのか、あるいは、他のどの警察署から捜査員の応援を得たのかが判明することが考えられる。

また、処分庁の説明によると、警察署が他の警察署の応援派遣を得て捜査活動等を行うのは、事案の態様、必要な捜査活動等の体制や内容等を勘案し、応援者の受け入れが不可欠であると判断した場合に限られるため、応援派遣を得て捜査活動等を行っていること自体が秘匿性の高い情報であるとのことであるが、確かに、捜査員を派遣した警察署の捜査体制が手薄となった事実が明らかになるなど、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、処分庁において、情報①を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められることから、処分庁がこれらの情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

(イ) 捜査費支出伺

処分庁の説明によると、捜査費支出伺は、捜査費の執行を要する職員に対して所要額を交付することについて取扱者に承認を求めるものであって、捜査活動等の中で捜査員に捜査費を交付する都度作成されるもので、第4の1(1)に記載した情報（以下「情報②」という。）を公にすると、結果として、国費捜査費及び県費捜査費ごとに捜査費支出伺の枚数が明らかとなり、捜査費を捜査員に交付した件数が判明するとのことである。

確かに、捜査費は、一般的に、張り込み、尾行、聞き込み、協力者の設定・情報収集等の捜査活動等を綿密に行う必要がある場合に頻繁に支出されるものと認められることから、捜査費の交付件数は、このような捜査活動等を要する事案に係る捜査体制の規模、捜査活動等の場所的、時間的範囲、捜査の進展状況等に応じて、このような捜査活動等が活発になると増加し、捜査活動等が収束し、又は捜査に進展がみられない場合には減少することが容易に考えられる。また、特定の犯罪組織の実態解明などのために、長期間にわたり恒常的に情報収集に当たっている場合には、継続的に捜査協力者等の設定に要する経費や接触経費、協力謝礼等を支出するため、最低限、当該活動に係る相応の捜査費支出伺が存在することとなる。

仮に、事件関係者や犯罪組織が、以上のような捜査費の交付件数、交付の存在に係る情報を得た場合、自己又は自己の組織が関与した事案の犯行地、活動地域等から捜査を担当する警察署をおおよそ把握できる上、警察法施行令第2条の規定等により、自己又は自己の組織が関与した事案の捜査活動等に要する経費が国費捜査費によるのか、県費捜査費によるのかについてもおおよそ把握できることなどから、自己の保有する情報等と合わせて分析することにより、捜査状況等が推察されるおそれは十分考えられる。

特に、個々の事件関係者や犯罪組織が、警察の捜査活動等に関する情報などの程度把握、分析しているのかについて、警察においてあらかじめ覚知することは極めて困難であって、処分庁の説明によると、過去には、技術的に傍受困難であるとされていた警察無線が傍受されたり、警察職員やその家族に関する詳細な個人資料を収集されるなど警察に関する各種情報が分析、収集されていた例もあるとのことであり、このような状況を踏まえると、情報②を公にした場合、鯉ヶ沢警察署の管轄区域内の事案に係る事件関係者や犯罪組織にあっては、捜査費の執行件数と報道等で公表された情報や自己又は自己の組織が保有する他の情報、例えば、被疑者の周辺にいる者が警察官と会っていた、捜査担当部門の警察官や警察車両が被疑者や犯罪組織の周辺に現れたといった、事件関係者や犯罪組織が不審を抱く情報と照合・分析

することにより、鯉ヶ沢警察署において特定の時期に自己又は自己の組織に対する捜査活動等が行われていたこと（事件関係者や犯罪組織の周辺又は内部に警察が捜査協力者等を設定し、又は設定しようとしていること）を推認し、結果として証拠隠滅、逃亡等のおそれが生じることも十分に想定されるところである。

さらには、事件関係者や犯罪組織が、その周辺又は内部の特定の者について、捜査協力者等ではないかとの疑いを強め、この者に危害を及ぼしたり、他の者が後難を恐れて警察に協力することをちゅうちょするなど、今後の捜査協力の確保に重大な支障を及ぼすおそれが生じる一方、特定の時期に捜査活動等が行われていないことがわかると、自己又は自己の組織の内部や周辺に捜査が及んでいないことを確信し、更なる犯行に及ぶなどのおそれが生じることも想定される。

また、情報②が既に捜査を終了した事件等に関する情報であっても、これを公にした場合、捜査中の事件等に係る情報と照合・分析することにより、事件が発生した場合などにおける、過去の捜査体制や捜査手法等が推認される可能性があり、事件関係者や犯罪組織が、対抗措置を講ずることが想定されるほか、当時の捜査協力者等が報復を受けたり、今後、同種の協力を得ることが困難となることが想定される。

よって、処分庁において情報②を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められることから、処分庁がこれらの情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

(ウ) 支払精算書

処分庁の説明によると、支払精算書は、捜査費支出伺により取扱者の承認を得て交付された一般捜査費（捜査諸雑費（捜査員が日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる経費）以外の経費）について、交付を受けた捜査員がその執行状況を明らかにし、取扱者に対して精算報告するものであって、捜査費を執行する都度作成されるもので、第4の1(2)に記載した情報（以下「情報③」という。）を公にすると、その結果、支払精算書の枚数が明らかとなり、国費捜査費及び県費捜査費ごとに捜査員が一般捜査費を執行した件数が判明するとのことである。

確かに、一般捜査費は、捜査協力者等との接触経費や協力謝礼、拠点や車両の借り上げ費用等に充てられており、その執行件数が判明することは、(イ)と同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

県
警
署
印

おそれが生じることも十分に想定されるところである。また、一般捜査費は、捜査協力者や情報提供者との接触経費や謝礼として執行されるものが多いとのことであり、特定の時期に支払精算書が存在することは、それ自体が、当該時期に捜査協力者や情報提供者が存在したことを推認させる情報であると考えられる。

よって、処分庁において、情報③を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められることから、処分庁がこれらの情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

(I) 捜査費交付書兼支払精算書

処分庁の説明によると、捜査費交付書兼支払精算書は、中間交付者（警察署にあっては、捜査等の事務を担当する課の長）が捜査諸雑費を捜査員に交付した状況及び交付を受けた捜査員の執行結果を各月ごとに明らかにし、取扱者に対して精算報告するもので、第4の1(3)に記載した情報（以下「情報④」という。）を公にすると、その結果、当該捜査費交付書兼支払精算書の枚数が明らかとなり、国費捜査費及び県費捜査費ごとに捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者の数、すなわち、捜査諸雑費の交付を受けた課の数が判明するとのことである。

確かに、中間交付者が捜査諸雑費の交付を受けるか否か、及び交付を受ける場合の交付額については、当該中間交付者が属する課における当該月の捜査活動等の状況によって決定されるため、警察署において捜査等の事務を担当する課に対して捜査諸雑費が交付されない、すなわち、当該課に係る捜査費交付書兼支払精算書が作成されない場合もあることから、当該捜査費交付書兼支払精算書の枚数を継続的に把握し、その推移と他の情報等を照合し分析することによって、鯉ヶ沢警察署において捜査等の事務を担当するある課が、特定の期間、国費又は県費の捜査諸雑費の執行を要する捜査活動等を行い、又は行わなかった事実を推認することができると考えられる。

したがって、当該課が所掌する捜査活動等の対象となった事件関係者等がこれらの情報を得た場合、自己又は自己の組織に対する捜査の着手や捜査の進展を推認し、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、逆に、特定の課に捜査諸雑費が交付されず、捜査諸雑費の執行がなかったことを推認し、捜査が進展していないと判断して更なる犯行に及ぶなどの事態が発生する可能性も想定される。

よって、処分庁において、情報④を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と

秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められることから、処分庁がこれらの情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

(オ) 支払伝票

処分庁の説明によると、支払伝票は、捜査諸雑費の交付を受けた捜査員が、捜査諸雑費を執行した都度、当該執行日を単位に作成してその執行状況を明らかにし、取扱者に対して精算報告するもので、第4の1(4)に記載した情報（以下「情報⑤」という。）を公にすると、その結果、支払伝票の枚数が明らかとなり、国費捜査費及び県費捜査費ごとに捜査員が捜査諸雑費を執行した延べ日数・人数が判明するとのことである。

確かに、(イ)に記載したように、捜査費は、一般的に捜査活動等を綿密に行う必要がある場合に頻繁に支出され、それに伴って執行件数が増大するものと考えられ、捜査諸雑費にあっても、このような捜査活動等を要する事案に係る捜査体制の規模、捜査の進展状況等に応じて執行件数が増減することとなり、支払伝票の枚数も同様に増減するものと考えられる。

したがって、支払伝票の枚数は、特定の警察署が特定の時期に行った捜査活動等の状況を反映して増減することとなることから、支払伝票の枚数が明らかとなることは、(イ)と同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが生じることも十分に想定されるところである。

よって、処分庁において、情報⑤を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められることから、処分庁がこれらの情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

(カ) 立替払報告書

処分庁の説明によると、立替払報告書は、捜査活動等に従事している捜査員が、急ぎょ、一般捜査費を執行する必要性が生じ、取扱者の承認を得た上で執行額を一時的に立て替えて支出した際、当該立替え額分の捜査費の交付を受けるためにその執行状況を明らかにし、取扱者に対して精算報告するものであって、立替払いを行った都度作成されるもので、第4の1(5)に記載した情報（以下「情報⑥」という。）を公にすると、立替払報告書の枚数が明らかとなり、国費捜査費及び県費捜査費ごとに捜査員が一般捜査費を一時的に立て替えて執行した件数が判明するとのことである。

確かに、捜査費は、事前に取扱者の承認を得て、補助者から所要額を交付された上で執行することが通常であって、立替払は、例えば、捜査協力者から想定を上回る貴重な捜査情報を得た、捜査協力者から連絡が入り急ぎで接触して捜査情報を得た、動向を監視中の容疑者が突然動き出したため追尾したなど、捜査活動等の中で発生した緊急を要する事態に即応するためになされる捜査費の例外的な執行であると認められる。

したがって、特定の時期に立替払報告書が存在することは、それ自体が、捜査活動等の中で緊急を要する事態が生じ、捜査活動等に新たな展開があったことや捜査協力者や情報提供者から重要又は新たな協力等があったことを推認させるほか、その枚数によって、緊急を要する事態等に対応した回数が判明することから、立替払報告書の枚数が判明すると(イ)と同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが生じることも十分に想定されるところである。

よって、処分庁において、情報⑥を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められることから、処分庁がこれらの情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことについては妥当である。

2 答申における付言について

(1) 本件行政文書の特定について

処分庁は、本件開示請求に係る開示請求書を受理した際に、審査請求人に開示請求の趣旨について確認した結果、「捜査費の個別執行内容」について開示を求めたことが明らかになったため、捜査費の個別の執行に係る「支出先」と「支出金額」のいずれかが記載されたものを特定し、表紙等については、捜査費の個別執行内容に係る情報ではなく、開示請求の趣旨に該当しないので、本件行政文書として特定しなかったとしている。これに対して審査請求人は、本件行政文書の特定に関し、表紙等がどのような理由で除かれたのか不明であり、表紙等を含めて開示すべきであると主張している。

この点については、審査請求人が表紙等を含めて開示すべきであるとしていること、また、当該開示請求書には、表紙等を除く趣旨である旨の記載がないことから、答申の付言と同様、本件開示請求に係る行政文書として表紙等を加えて特定することが妥当であると判断する。

(2) 表紙等に対する開示決定について

ア 表紙

(ア) 枚数

a 枚数に関する判断

捜査費証拠書は、各月ごとに作成され、作成月の捜査費の経理状況を記録した捜査費総括表のほか、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書等の支払事実を証する書類（国費捜査費の3月分にあつては、他に返納決議書及び受領書）がつづられており、捜査費証拠書の表紙に記録された枚数を公にすると、国費捜査費及び県費捜査費ごとの各月の支払事実を証する書類の枚数（以下「書類枚数」という。）が判明する。

書類枚数は、捜査費の執行件数の増減に応じて変動し、捜査費の執行件数は、捜査体制の規模、捜査活動等の場所的、時間的範囲、捜査の進展状況等に応じて増減すると認められることから、書類枚数が判明すると、1(3)イ(イ)と同様の理由により、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが生じることも十分に想定される。

したがって、これらのことにより、書類枚数については、条例第7条第5号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

b 書類枚数と各書類ごとの枚数を公にすることによる支障

答申は、書類枚数の外、第4の1(1)から(5)に記載された情報については開示することが妥当であるとしているが、仮に、答申に示されたように、書類枚数を公にするとともに第4の1(1)から(5)に記載された情報を公にすることにより各書類ごとの枚数が明らかになると、書類枚数からこれら各書類の合計枚数を差し引くことにより領収書の枚数が明らかとなる。ところで、処分庁の説明によると、領収書には、白紙に貼付し支払精算書に添付されるものと、支払伝票の領収書貼付欄に貼付されるものがあるとのことであるから、この場合に明らかとなる領収書の枚数は、支払精算書に添付された領収書の総数である。一方、答申は、支払精算書に記録された「領収書を徴することができなかった場合にその理由を確認した取扱者の所属・官職・氏名・印影」については、「領収書を徴することができないという情報自体が情報提供者の存在を推認させる」から不開示とすることが妥当であつて、支払精算書に領収書が添付されているものが存在するか否かについては不開示情報であると述べている。しかし、上記のとおり、支払精算書に添付された領収書の総数が明らかになることから、当該領収書の枚数と支払精算書の枚数を比較することにより、支払精算書に領収書が添付されていないものが存在するか否か及び存在する場合にはその件数が判明又は推認されることとなる。

(イ) 枚数を除くすべての情報

線
封
印

各月の捜査費証拠書の表紙に記録された情報のうち、(7)に記載した枚数を除く情報（会計年度、年月分並びに所属及び取扱者の氏名・印影）については、個別の執行情報に関連する情報ではなく、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、答申の付言と同様、開示することが妥当であると判断する。

イ 捜査費総括表

(7) 国費捜査費の月ごとの経理状況に関する情報

捜査費総括表に記録された情報のうち、国費捜査費の月ごとの経理状況（「前月より繰越額」欄、「本月受入額」欄、「本月支払額」欄、「残額」欄、「前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（△）」欄及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（△）又は追給額」欄の額）に関する情報については、公にすると、各月の国費捜査費の受入額、支払額等の総額が判明し、その推移が明らかとなる。

処分庁の説明によると、国費捜査費の執行対象は、国の安全にかかわる犯罪や数都道府県の地域に関係する広域的な犯罪等であって、組織的に敢行されるものが多いが、その多くは、例えば、覚せい剤の密売、密出入国、暴力的破壊活動等を行うおそれのある組織・団体によるものであって、このような組織・団体のネットワークは一様ではなく、それぞれ分布状況が異なり、特定の警察署の管轄区域内にネットワークを有する組織・団体は限定されているとのことである。

また、事案の発生形態をみても、国費捜査費の対象となる犯罪等は、いずれも悪質性、重要性等が高く、広域性を有するものであることから、これらの事案が、特定の警察署の管轄区域に関係して同時期に多数認知されることは少なく、捜査等の対象はより特定されやすいとのことである。

確かに、特定の警察署における各月の国費捜査費の受入額、支払額等の総額が明らかとなると、その額の推移から、特定の期間に当該警察署において、特定の犯罪組織等による重大な事案に係る捜査活動が行われていた事実が推認されるとともに、これらの事案に関与した事件関係者や犯罪組織にあっては、各月の支払額等の総額の状況と自己又は自己の組織が保有する他の情報を照合・分析することによって、当該捜査活動が自己又は自己の組織に対して行われたものであるか否かを推認し、証拠隠滅、逃走等の対抗措置を講じたり、更なる犯罪等を企てるおそれが生じることも想定される。

よって、各月の国費捜査費の受入額、支払額等の総額を公にすると、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められることから、条例第7条第5号に該当し、不開示とすることが妥当であると判

断する。

(イ) 県費捜査費の月ごとの経理状況に関する情報

捜査費総括表に記録された情報のうち、県費捜査費の月ごとの経理状況に関する情報（「本月受入額」欄、「本月支払額」欄及び「返納額」欄の額）を公にすると、各月の県費捜査費の受入額、支払額等の総額が判明し、その推移が明らかとなる。ただし、処分庁の説明によると、県費捜査費の執行対象となる犯罪等は、国費捜査費の執行対象となる犯罪等に比べて多岐にわたり、また、特定の警察署の管轄区域に関係して犯罪等を敢行する主体も、特定の犯罪組織等ではなく、多数多岐にわたるとのことから、各月の県費捜査費の受入額、支払額等の総額の推移により、犯罪組織等に係る捜査活動が推認される可能性や特定の捜査協力者等が推認される可能性は、国費捜査費に比べれば低いものと認められる。また、書類の枚数、捜査費証拠書に綴られた各書類ごとの枚数及び領収証を徴することができなかった件数が公にされなければ、各月の県費捜査費の受入額、支払額等の総額と事件関係者や犯罪組織が保有する情報を照合・分析したとしても、捜査活動等の状況を探知することは困難であると考えられる。

したがって、各月の県費捜査費の受入額、支払額等の総額については、開示することによる捜査上の支障を完全に払拭することはできないものの、現時点においては、そのおそれは小さく、答申の付言と同様、開示することが妥当であると判断する。

(ロ) 月ごとの経理状況に関する情報を除くすべての情報

捜査費総括表に記録された情報のうち、国費捜査費及び県費捜査費の月ごとの経理状況に関する情報を除くすべての情報（月分及び取扱者の官職・氏名・印影）については、個別の捜査費の執行に関連する情報ではなく、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、答申において付言されたとおり、開示することが妥当であると判断する。

ウ 返納決議書及び受領書（国費の3月分のみ）

返納決議書は、取扱者が、年度末に当該年度の国費捜査費の執行残額を取扱責任者である警察本部長に現金で返納する際に、捜査費執行所属において作成され、また、受領書は、返納を受けた警察本部長が、取扱者に対して交付するものであって、これらの文書に記録された情報については、条例第7条第3号及び第5号に該当しないものと認められるので、答申の付言と同様、開示することが妥当であると判断する。

3 結論

以上のことから、本件処分の取消しを求める本件審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、青森県を被告として（当該訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、青森県を被告として（当該訴訟において青森県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成18年12月27日

本写は原本と相違ないことを証明する

青森県公安委員会 山脇文幸